

# 藤井寺市事業者支援補助金

## [販路拡大型]

～ 手引き ～

---

[問い合わせ先・提出先]

藤井寺市 市民生活部 商工労働課 (市役所6階 68番窓口)  
藤井寺市岡1丁目1番1号 ☎072-939-1337  
平日9時から17時30分まで

## 「販路拡大型」制度概要

中小企業等の販売力及び競争力を向上させ、本市の産業振興を図るため、販路開拓事業等を実施する中小企業等に対し、補助するものです。

**※予算がなくなり次第、受付を終了します。**

## 補助対象事業

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 藤井寺市内に本社を有する株式会社（有限会社）、合同会社、合資会社、合名会社、士業法人、もしくは個人事業者であること
- 令和8年2月末日までに完了できる事業であること  
※ツール導入枠は3月13日までに完了できる事業であること
- [事業展開枠]過去に藤井寺市事業者支援補助金を利用したことがないこと
- [マーケティング枠]これまで本補助金を利用して参加した展示会等でないこと
- [事業展開枠]補助対象経費の総額が15万円以上であること
- [マーケティング枠]補助対象経費の総額が5万円以上であること
- 重複して国・府・市等の他の補助金を受けていないこと
- 可能な限り藤井寺市企業データベースサイト「FUJISearch」に登録すること
- その他市長が不相当と認めるものでないこと

## 補助対象者

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行う事業者でないこと
- 藤井寺市税を滞納していないこと

## 補助額

### <マーケティング枠>

展示会や商談会、見本市への出展にかかる費用

補助率  $1/2$       上限 20万円 ※千円未満は切り捨て。

### <事業展開枠>

事業の継続展開に向けて実施する内装改修や設備投資に要する費用

補助率  $1/3$       上限 10万円 ※千円未満は切り捨て。

### <ツール導入枠>

デジタルマッチングツール（BigAdvance）にかかる月額利用料

補助率  $10/10$       最大 12か月分、39,600円

**補助対象事業に採択された場合でも、申請された補助金額より減額して交付決定する場合があります。**

## 補助対象経費

販路拡大型には、<マーケティング枠><事業展開枠><ツール導入枠> の3種類あり、それぞれ対象経費が異なります。

### <マーケティング枠>

展示会や商談会、見本市への出展にかかる費用

- 小間料
- 会場装飾・整備費（主催者からのリース物に限る）

### <事業展開枠>

今後事業を継続展開していくうえで支障となる設備や内装に対して行う事業で以下にかかる費用

- 既存自店舗又は事務所で老朽化が進んでおり事業経営上支障となる内装工事（壁、床、天井の改修工事、給排水工事に限る）
- 既存自店舗又は事務所で老朽化が進んでおり事業経営上支障となる機械・装置など設備の導入（単価10万円以上のもの）  
\* 設備とは建物に固定されている設備（固定されていても安易に移動できる物は除く）

ただし、以下に該当する場合は対象外になります。

- ・店舗又は事務所が居宅併用となっている場合
- ・家庭用エアコン、冷蔵庫、テレビなどの家電設備
- ・社会通念上著しく不当な価格なもの
- ・個人間取引等によるもの

#### <ツール導入枠>

デジタルツール（BigAdvance）にかかる月額利用料

### 交付申請時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。

**※補助事業開始前に申請する必要があります。**

#### <マーケティング枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- <マーケティング枠>事業計画書
- 見積書等、要する事業費がわかるもの
- 展示会、商談会、フェア等の実施内容がわかるもの

#### <事業展開枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- <事業展開枠>事業計画書
- 見積書等、要する事業費がわかるもの
- 改修箇所（施工前）の現状がわかる写真

#### <ツール導入枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- ツール利用開始がわかる書類

## 実績報告時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。

※事業完了後すみやかに実績報告する必要があります。

### <マーケティング枠> (令和8年2月末までに提出)

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書(様式第3号)
- <マーケティング枠>実績調書
- 写真や資料など事業実施内容がわかるもの
- 申請時から金額の変更があった場合、経費を確認できる書類等
- 支払日、支払額、支払先、支払内容がわかる支払証拠書類の写し

### <事業展開枠> (令和8年2月末までに提出)

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書(様式第3号)
- <事業展開枠>実績調書
- 改修箇所(施工後)の現状がわかる写真
- 申請時から金額の変更があった場合、経費を確認できる書類等
- 支払日、支払額、支払先、支払内容がわかる支払証拠書類の写し

### <ツール導入枠> (令和8年3月13日までに提出)

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書(様式第3号)
- 利用状況調書
- 写真や資料などツール導入の状況がわかるもの
- 支払日、支払額、支払先、支払内容がわかる支払証拠書類の写し

## 手続きの流れ

### <マーケティング枠>

- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後10日から2週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業実施(展示会への参加)  
※展示会会場の写真撮影を忘れないようにお願いいたします
- (事→商) 事業完了後、藤井寺市商工会の確認を受け、実績報告をまとめる
- (事→市) 市へ実績報告を提出 **(令和8年2月末までに提出)**
- (市→事) 実績報告申請後10日から2週間程度で「確定通知書」  
「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) □座に振り込み(請求書提出日から30日以内)

### <事業展開枠>

- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業実施
- (事業者) 事業完了後、実績報告をまとめる
- (事→市) 市へ実績報告を提出 **(令和 8 年 2 月末までに提出)**
- (市→事) 現地確認の実施  
実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」  
「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

### <ツール導入枠>

- (事→商) 藤井寺市商工会に対する事前相談申し込み。  
必要に応じ、事業者、商工会、金融機関による事前協議の実施。
- (事→金融) 金融機関を通じツール利用の申し込み  
(事業者さまご自身でインターネットから申し込みください)
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通を送付
- (事業者) ツールを活用した販路開拓等の取り組み実施
- (事→商) 補助期間終了後、藤井寺市商工会の確認を受け報告書を作成
- (事→市) 市へ実績報告を提出 **(令和 8 年 3 月 13 日までに提出)**
- (市→事) 実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」  
「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

### \*実績報告時の計画変更に関する取扱い

補助金事業については交付申請時における事業計画に基づく実施を基本としていますが、事業計画上で必要と認められ軽微な変更については認めるものとします。

\*軽微な変更とは・・・当初事業計画に基づく行為に変更を加えるもので経費の増加が 2 割までのものをいいます。また変更については費目ごとの判断となります。ただし、実績報告額は交付決定額が上限となります。

## Q&A

### (対象事業)

Q1 すでに事業に着手している場合も補助対象となりますか？

A1 交付決定通知日以前に着手されているものは補助対象外となります。

### (対象者)

Q2 本社が市外の場合でも、藤井寺市内に事業所があれば利用できますか？

A2 法人本社が藤井寺市でないと対象になりません。また、本社が藤井寺市にあっても市外の事業所で実施する事業は対象外です。

### (対象経費)

Q3 居宅の一部を事務所として利用しています。内装の改修をしようと思いますが、対象となりますか？

A3 居宅併用の場合は、補助対象外となります。

### (対象経費)

Q4 飲食店を営んでいますが、テーブルや椅子の調度品の老朽化がひどいため、事業継続に支障をきたしています。更新したいのですが、対象となりますか？

A4 事業展開枠で対象となるのは事業を継続するために必要な設備で建物に固定されたものかつ単価が10万円以上のもののみとなり、テーブルや椅子などの備品は補助対象外となります。

### (対象経費)

Q5 事務所の移転を考えていますが、移転先の事務所で行う内装改修は対象となりますか？

A5 事業展開枠で対象となるのは既存自店舗・事務所にかかる内装改修及び設備導入となりますので、移転先での改修は対象外となります。

### (対象事業)

Q6 マーケティング枠で、オンライン展示会は対象になりますか？

A6 対象になります。ただし、実施内容が示せるものが対象になります。

### (対象経費)

Q7 マーケティング枠で、自社で調達する看板や装飾品、会社パンフレットは対象になりますか？

A7 対象外です。展示会主催者からのリース物のみが補助対象となります。

(対象経費)

Q8 過去にマーケティング枠を利用して展示会へ出展したことがありますが、再度マーケティング枠を利用することはできますか？

A8 同じ展示会への出展は 1 回限りとなります。異なる展示会への出展をご検討の場合は、一度商工労働課までお問い合わせください。